



▲141名の方々から寄せられた「要請書」葉書

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 文化人141氏の「要請」

既報のように、横浜事件再審請求は、横浜地裁の「棄却」決定のあと現在、東京高裁で審理中です。横浜地裁の決定は、「裁判所としての責任をみずから放棄した」としかいいようのないものでしたが、しかし東京高裁では、さる九月一九日、担当判事と弁護団との「接触」もあり、場合によっては大きく進展する心配もうかがわれます。

こうした段階を迎えて、思想・言論弾圧事件としての横浜事件の性格から、できるだけ多くの著名文化人の方々に、高裁へ向け早急審理の要請をしてはいただけませんか、という森川弁護団長の提言を受けて、支援する会事務局ではその活動にとりくみました。

一〇月初め、第一弾として七百名強の方々に依頼状を発送、同月二〇日現在で一四一名の方々に「要請」の葉書をご返送いただきました。

そこで一〇月二〇日午後、この一四一通の要請葉書を、森川弁護団長、大川同事務局長、木村亨請求人、それに支援する会事務局二名（橋本、梅田）も同行して東京高裁へ提出、あわせて記者会見も行なってきました（10月21日付『朝日』に記事掲載）。

現在審理中の東京高裁刑事二部は、かつて事件の拷問被害者三三名による共同告発を審理し、特高警官三名に対し「特別公務員暴行傷害罪」の判決を下したところです。その刑事二部での審理がどう進展するか、しっかり見守っていきましょう。

## 東京高裁へ提出 早く、本人・遺族・証人の調べを！

No.8

1988.11.15

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

▼年度がわり、会費の納入を！  
支援する会は、11月から一年を一期としています。この11月で第三期に入りました。ぜひとも年会費の更新・納入をお願いいたします。

▼前期の更新を忘れられた方も、今期ぜひ再加入をお願いいたします！

# 事務局から お送りした 文化人の方々への「要請」の訴え

拝啓 秋冷の候となりましたが、ご健勝のことと拝察いたします。

ご承知のように、昭和十七年から二十年にかけての最大の言論弾圧事件「横浜事件」の再審請求にたいし、さる三月三十一日、横浜地裁より「棄却」の決定が下されました。

横浜事件は、総計六十余名の研究著者・出版関係者等が、神奈川県特高警察により、一片の確証もないまま検挙され、横浜市内の各警察署において言語に絶する拷問を加えられ（獄死者四名、保釈直後の死去一名）、強制・誘導された虚偽の「自白」によって、昭和二十年八月の敗戦前後、わずか一回だけの名ばかりの「公判」によって「有罪」の判決を受けた事件です。罪名はいずれも「治安維持法違反」でした。

それから四十年、国家秘密法案や拘禁二法案の出現をみるにいたって、被害者九名は、あの悪法による人権の侵害を是非とも回復せねばと決意し、高齢をおして一昨年七月三日、横浜地裁にたいし、こんどこそは公正な審理を、と再審請求を行ったの

でした。

しかし前述のように、この申立ては、申立て人（被害者および遺族）へのただの一回の事情聴取もないまま「棄却」決定を受けました。棄却の理由は、次の通りです。

- 一、この事件には「原判決（有罪判決）書も一件記録も残っていない」から、いまだら調べようがない。
- 二、かりに拷問があったとしても、その結果虚偽の自白がなされたことを確かめる手段がない。

このように、まことに投げやり、不誠実な理由をもとに、横浜地裁は「棄却」を決定したのであります。

しかも、先の判決や記録がないのは、「敗戦直後の米国軍の進駐が迫った混乱期に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことがうかがわれる」と、まるで他人事のように述べております。

申すまでもなく、裁判記録の保全は、裁判所、検察庁に義務づけられております。それなのに、その保全すべき記録をみずから「焼却処分」

しておいて、記録がないから再審請求は受けつけられないというのは、いったいどういうことなのでしょうか。

このように、横浜地裁は裁判所としての責任をみずから放棄してきましてので、請求人と弁護士は、上級審である東京高裁では何としても国家の責任をとって裁判のやりなおしをしてもらいたいと熱望し、ただちに上訴し、現在審理中であります。

横浜地裁の「決定」は、原判決書がないと申しましたが、たとえば被害者の一人、小野康人氏については予審終結決定も、判決文も残存しております。これなどや、また他の記録などもとに、事件全体の経過から、他の人々についても「判決」は必ず復元できると弁護士は確信しております。

また、この事件で拷問をおこなった警官三人にたいしては、被害者三十三名の共同告訴により、昭和二十七年、「特別公務員暴行傷害罪」の有罪判決が最高裁で確定しております。

「棄却」決定では、これは「益田直彦被告人（注：三十三名中の一人、故人だけの関係だから、他の被告人についての拷問の証拠にはならない）」と書いておりますが、三十三名は同じ事件で、同じ横浜市内の警察署において、同じ特高警察により取調べを受けたのです。そのうちの一人にのみ拷問が行われたとしても、他の三十三名については拷問があったとはいえないというのは、タメにする詭弁としか申せません。

この秋、東京高裁の審理は、きわめて重大な段階を迎えております。このさい、心あるみなさま方より次の要請を行っていただければ、大きな効果があるものと思えます。衷心よりご協力をお願い申し上げます。

## 〈東京高等裁判所への要請〉

### 要 請 書

目下、貴裁判所で御審理中の「横浜事件」再審請求事件について、私たち日本の文化にかかわる者はきわめて重大な関心をもって見守っております。つきましては次の点にご配慮賜りたく要請いたします。

一、再審請求本人、遺族なら  
びに証人の取調べを是非と  
もお願いしたい。

二、原判決や一件記録の不在  
在については、国家機関と  
しての立場から、その焼却  
処分をたいする補償の措置  
を講じ、責任ある態度をと  
っていただきたい。

東京高等裁判所第二刑事部  
裁判長 坂本 武志殿  
裁判官 田村 承三殿  
裁判官 泉山 禎治殿

\*なお、この要請の取扱いにつき  
ましては、要請文を印刷した葉書を  
同封いたしましたので、ご賛同いた  
だけましたならば、これらに署名・  
捺印のうえ、十月二十日までに、ご  
返送をお願いいたします。それをと  
りまとめて、私どもから東京高裁へ  
持参いたしたいと存じます。

一九八八年九月三十日  
▼横浜事件再審請求人団  
▼横浜事件再審請求弁護団  
▼横浜事件再審裁判を支援する会

(以上)

# 「要請書」を寄せられた方々

10月20日  
提出

- |                |              |               |
|----------------|--------------|---------------|
| 相原 光(経済学)      | 上杉 捨彦(経済学)   | 久保田正文(文学)     |
| 安部 一成(経済学)     | 浦田 賢治(法学)    | 久野 収(哲学)      |
| 新井 直之(マスコミ論)   | 内田 穰吉(経済学)   | 黒田 了一(法学)     |
| 荒垣 秀雄(ジャーナリスト) | 嬉野満洲雄(国際問題)  | 香原 志勢(自然人類学)  |
| 荒川 幾男(哲学)      | 宇井 純(公害問題)   | 小林 直樹(法学)     |
| 荒井 信一(歴史学)     | 江口 圭一(歴史学)   | 小林 孝輔(法学)     |
| 伊藤 成彦(文学)      | 江守 五夫(法学)    | 神野章一郎(政治学)    |
| 今井 清一(歴史学)     | 小田中聡樹(法学)    | 近藤 富枝(作家)     |
| 石村 善治(法学)      | 大形 孝平(経済学)   | 斎藤 秋男(中国史)    |
| 今堀 誠二(歴史学)     | 大内 力(経済学)    | 佐多 稲子(作家)     |
| 岩井 忠熊(歴史学)     | 小田切秀雄(文学)    | 佐藤 定幸(国際経済学)  |
| 岩永健吉郎(政治学)     | 扇谷 正造(評論家)   | 真田 是(社会福祉学)   |
| 石田 雄(政治学)      | 大久保昭男(文学)    | 塩田庄兵衛(社会運動史)  |
| 稲子 恒夫(法学)      | 大谷 省三(農業経済学) | 芝原 拓自(歴史学)    |
| 稲葉三千男(マスコミ論)   | 奥野 健男(文芸評論)  | 渋川 驍(文学)      |
| 色川 大吉(歴史学)     | 岡倉古志郎(国際政治学) | 島崎 稔(経済学)     |
| 石井金之助(経済学)     | 大石嘉一郎(歴史学)   | 清水 慎三(労働運動史)  |
| 家永 三郎(歴史学)     | 小田 実(作家)     | 清水 英夫(法学)     |
| 石川 弘義(マスコミ論)   | 上 笙一郎(児童文学)  | 清水 知久(政治学)    |
| 猪野 健治(マスコミ論)   | 河村 望(社会学)    | 新藤 兼人(映画監督)   |
| 井上 正蔵(ドイツ文学)   | 川村善二郎(歴史学)   | 島田 信義(法学)     |
| 池田みち子(作家)      | 梶谷 善久(マスコミ論) | 白井健三郎(フランス文学) |
| 井上長三郎(画家)      | 河野 健二(歴史学)   | 新村 猛(フランス文学)  |
| 伊藤 信吉(詩人)      | 金子ハルオ(経済学)   | 宍戸 健夫(社会福祉学)  |
| 井出 孫六(作家)      | 岸田純之助(科学評論)  | 信夫清三郎(政治学)    |
| 上杉正一郎(経済学)     | 具島兼三郎(政治学)   | 新庄 嘉章(フランス文学) |
|                |              | 杉浦 明平(作家)     |
|                |              | 鈴木 正四(歴史学)    |
|                |              | 杉原 泰雄(法学)     |
|                |              | 鈴木 二郎(社会人類学)  |



# 『横浜事件を風化させないで』

請求人・小野貞さん、冊子を自費発行

再審請求人の一人、小野貞さんがこのたび、冊子『横浜事件を風化させないで』を自費で作成されました（A5判・四〇ページ）。副題に「私の抗告草案」とあり、さる三月末の横浜地裁の「棄却」決定を受け、そのあまりの無情

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 住井 すすむ(作家)   | 寺田 透(フランス文学) |
| 関 恒義(経済学)    | 暉峻 衆三(農業経済学) |
| 関 寛治(政治学)    | 直木孝次郎(歴史学)   |
| 千田 夏光(作家)    | なだいなだ(作家)    |
| 袖井林二郎(政治学)   | 中山 研一(法学)    |
| 副島 種典(経済学)   | 夏堀 正元(作家)    |
| 祖父江孝男(文化人類学) | 中田 喜直(作曲家)   |
| 高橋 洸(労働問題)   | 奈良本辰也(歴史学)   |
| 滝平 二郎(画家)    | 鳴海 正泰(社会学)   |
| 高柳 信一(法学)    | 西丸 震哉(植物学)   |
| 高杉 一郎(作家)    | 布川角左衛門(出版人)  |
| 都築 忠七(経済学)   | 沼田稲次郎(法学)    |
| 辻 達也(歴史学)    | 浜林 正夫(社会思想史) |
| 辻 真先(作家)     | 林 直道(経済学)    |
| 都留 重人(経済学)   | 泰 恒平(作家)     |

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 土方 敬太(演出家)  | 山田 宗睦(哲学)      |
| 日高 六郎(社会学)  | 安岡章太郎(作家)      |
| 藤井 治夫(軍事問題) | 安本 美典(心理学)     |
| 松本新八郎(歴史学)  | 弥永 昌吉(数学)      |
| 松岡 三郎(法学)   | 吉川 経夫(法学)      |
| 松尾 尊允(歴史学)  | 和田 洋一(ドイツ文学)   |
| 三浦 綾子(作家)   | 和田 春樹(歴史学)     |
| 宮田 光雄(政治学)  | 和田 洋三(法学)      |
| 宮脇 俊三(作家)   | 渡辺 誠毅(元朝日新聞社長) |
| 村上 重良(宗教学)  | 渡辺 直吉(中国史)     |
| 森 浩一(考古学)   | 木下 順二(作家)      |
| 森田 宗一(教育学)  | 阿部 昭(作家)       |
| 本橋 渥(哲学)    | 小林 久三(作家)      |
| 守屋 典郎(経済学)  | 春名 徹(作家)       |
| 矢内原伊作(哲学)   |                |

冷酷さに、どうしても黙ってはおれないという思いに突き動かされて、七十九歳という高齢、病身にもかかわらず、数カ月をかけて執筆、発行されたものです。内容は――

- I 横浜事件とは何だったのか
  - 1 理由不可解な横浜地裁「棄却」決定
  - 2 横浜事件の記録はなぜ「焼却」されたのか
  - 3 事件の背後にチラつく「政治謀略」の影
- II 九葉の写真が証す「拷問による自白」の事実
- III 横浜事件に「公判」はなかった全体が、地裁決定の不当さを一人でも多くの人に知ってほしいという熱い思いに知らぬかれながら、しかし叙述は、感傷を極力排した実証と論証にささえられています。その迫力は、読むものの胸中に改めて地裁決定への怒りをよびおこさずにはいられないでしょう。
 

横浜事件とは何だったか、その本質をつかみとり、被害者の思いを汲みとっていただく一冊として、ぜひ一読をおすすめします。(頒価三百円・送料百七十円、事務局まで)